

Title	ヒットラー・国防軍・会計検査院
Sub Title	Hitler, Reichswehr und Rechnungshof : Die Bedeutung des Kabinettsbeschlusses vom 4. April 1933
Author	大島, 通義
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1976
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.69, No.5 (1976. 6) ,p.298(68)- 318(88)
JaLC DOI	10.14991/001.19760601-0069
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19760601-0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ヒトラー・国防軍・会計検査院

大 島 通 義

- I. 序 論
- II. 1933年4月4日の閣議決定
- III. 再軍備政策における閣議決定の意義
- IV. ナチス革命に直面する会計検査院
- V. 共同審査委員会の役割
- VI. 国防軍 対 会計検査院
- VII. 結 論

I. 序 論

ヒトラー政権は、1933年4月4日の閣議において、ドイツの再軍備に関して画期的な意味を持った決定をおこなった。それは、再軍備の本格的な推進と、再軍備を財政統制から解除することとを内容とするものであった。

1933年4月といえば、ドイツでは国民社会主義ドイツ労働者党(ナチス)が政権を掌握してから漸く2ヶ月余を経た頃である。3月に新たに選出されたライヒ議会においては、同月23・24日、授權法 Gesetz zur Behebung der Not von Volk und Reich が可決され、いわゆるナチスの合法的革命が一段落を告げていた。この間の主な政治上の事件を摘記するならば、まず2月1日に国会解散、2月4日には出版と言論の自由に対して厳しい制限が課され、2月6日、プロイセン政府に対する均制化 Gleichschaltung、同28日、国会議事堂放火事件とこれを契機とした基本権の廃止、さらに3月に入ってからは、諸ラントに対するクーデタ的隷属の強制がこれに続いた。この間、ライヒ大統領による緊急令の下達には、突撃隊を先頭にしたナチスの党関係諸組織による政治的圧迫とテロルが常に結びつけられていた。この一連の動きは、国会を政治的意志決定の世界から完全に閉出した授權法によって最高頂に達したのである。そして、4月以降12月の「党と国家の統一」宣言へと向けて、ナチスによる革命は全体主義的指導者国家の建設へと歩みを進めることになる。

ナチス革命の局面がこのように移り変ってゆくなかで成立した前記の閣議決定は、1920年代以来

軍部が秘密裡に進めてきた再軍備をライヒ政府全体の課題として認知して、その後の急速な拡大への道を切り拓いたばかりでなく、再軍備財政の統制機構に重大な変更を強いるものでもあった。従来この機構の一環として重要な役割を果たしてきたいわゆる共同審査委員会は廃止され、国防省予算に対する大蔵省の統制機能も著しく弱められたのである。戦後の研究では、4月4日の閣議決定はもっぱらライヒ国防評議会の設置を定めたものとして紹介され、その財政統制問題との関連は正当且つ正確には評価されていない。以下の本論では、後者の側面に重点を置き、とりわけ現代史研究では光をあてられることの少ない会計検査院の行動に注目しながら、この閣議決定の意義を解明することとする。当面、問題は軍事費の統制に関するものであって財政全般の統制にかかわるものではなかったけれども、その作用の及ぶところから考えるならば、以下で見る一連の過程は、ナチス政権のもとでの財政統制の展開のいわば序章をなすものと言うことができるであろう。

II. 1933年4月4日の閣議決定

この日の閣議においては、「国防軍問題」が第2議題として取上げられた。閣議議事録には、「ライヒ国防相は国防軍問題について詳細な報告をおこなった⁽¹⁾」と記されているにすぎないが、実際には、この主題のもとで4項目からなる決定が承認され、さらに、おそらくは、5年以内に大国にふさわしい軍備を達成すべしとするヒットラーの指示が国防軍に与えられたものと推察されている⁽³⁾。とりあえず閣議決定の要点と、それがもたらした主要な結果とを概観しておくことにしよう。

閣議決定は、大別して、ライヒ国防軍の改組に関する規定と、再軍備財政およびその予算と決算の統制に関する規定とからなっている。

第一に、この閣議決定はその第1項において国防軍組織の変更の必要を認め、当面、現行法の諸規定の適用を必要とあれば停止してでもこの改組を実行する方針を明らかにし、さらに第2項において、将来外交政策上の懸念がなくなった場合に直ちに実行すべき法律改正の準備を、ライヒ国防相のもとで始めるように指示している。閣議決定のこの部分のひとつの帰結が、その直後におけるライヒ国防評議会の設置であった。この評議会は、ライヒ首相を議長とし、国防相、陸・海両軍の最高司令官、外務・内務・大蔵・航空・国民啓発および宣伝・経済の各大臣をもってその構成員として、国防力の増強に必要な政治・軍事・財政・経済の各般にわたる政策の決定をその任務とする

注(1) „Niederschrift über die Ministerbesprechung am 4. April 1933“, in: Bundesarchiv Koblenz (BA): R43 I/1461.

(2) Anlage zu RK. 392 C/E II, in: BA: R43 II/393. これは閣議決定の正本ではなく写本 Abschrift であるが、筆者としては利用することができた唯一のテキストである。従来この閣議決定の原文は正確には知られていなかったと思われるので、本稿の末尾にその全文を掲載しておく。なお、注(8)も参照されたい。

(3) Bracher, Karl Dietrich, Wolfgang Sauer und Gerhard Schulz: *Die nationalsozialistische Machtergreifung. Studien zur Errichtung des totalitären Herrschaftssystems in Deutschland 1933/1934*, 2. Aufl., Köln und Opladen 1962, S. 795-6.

ものであった。⁽⁴⁾ 閣議決定のこの部分をもつ意義の一層の詳細については、次のⅢにおいて検討する。

第二に、この閣議決定の再軍備財政に関する諸規定を見てみよう。

最初に、再軍備に必要な資金調達について、閣議決定の第3項は次のように定めている。すなわち、大蔵大臣は、国防軍に対してその改組に必要な資金を、調達方法の如何を顧慮することなく、内外の世論を欺きうる形態と規模で提供することとされた。再軍備に必要な財政資金の調達は、これによって単に租税収入のみでなく、実際にはメフォ手形と呼ばれた手形金融を通じてもおこなわれることとなり、広く借入による資金調達、さらには中央銀行の信用創造による資金調達の途が開かれたのである。この点に関する詳細も、次のⅢであらためて考察することとする。

次にこの閣議決定は、第3および第4項において、国防省予算に関する大蔵省および会計検査院の事前および執行統制を廃止することを規定している。まず、前記の国防軍改組のための財政支出、つまり手形金融による資金の支出は、ライヒ首相への上申を前提として、大蔵省の統制を受けることなしに国防相の権限にもとづいてなしうるものとされた。他方、閣議決定の第4項は、1928年以来活動してきた共同審査委員会を廃止することを定めている。この委員会の成立の経過や役割はⅤにおいて見ることにし、それが統制の対象としていたのは、国防省および関係各省の他の名目の予算科目のなかに偽装して含まれていた秘密再軍備予算の編成および執行であった。換言すれば、閣議決定は、従来からの方法による再軍備支出(予算には「継続的経費」として計上)についても、前述の新規の資金調達方法にもとづく再軍備支出(予算には「一時的経費」として計上)についても、事前および執行統制を廃止してしまふことを定めていたのである。⁽⁵⁾そして、大蔵省と会計検査院は支出の結果について報告を受けるのみとされた。

なお、再軍備のための支出の決算統制は従来どおり会計検査院の任務とされたが、秘密保持の理由から、これに従事しうるのはその高級職員のみとされた。閣議決定のこの部分の諸規定が会計検査院や大蔵省によってどのように受けいれられていったかは、後のⅣ以下において、その前史も含めて考察する。

ここではあらかじめ、この閣議決定がその後の予算運営にどのような結果をもたらしたかを指摘しておきたい。まず当然の帰結として、国防軍はナチス統治のもとでこれ以後長期間にわたって予

注(4) Absolon, Rudolf: *Die Wehrmacht im Dritten Reich*, Bd. I, Schriften des Bundesarchivs 16/I, Boppard am Rhein 1969, S. 46.

(5) „Die Entwicklung des Marinehaushalts von 1930 bis 1939“, Vortrag von Flottenintendant Thiele, in: *Trial of the Major War Criminals before the International Military Tribunal (IMT)*, vol. XXXV, p. 569 sq. 殊に p. 580 を参照されたい。当時のドイツ・ライヒの予算制度のもとでは、歳出予算は「継続的経費」と「一時的経費」とに分類され、そのそれぞれにおいて、まず各省庁を単位として Einzelplan が掲げられる。そして、各 Einzelplan は Kapitel に、各 Kapitel は Titel に分類されていた。1933年度について言えば、「ライヒ国防省」は Einzelplan VIII をなし、これが A. Reichsheer と B. Reichsmarine に分けられ、その下位に前記の Kapitel と Titel が金額を伴って表示されるのが通例であった。本文で述べるように、4月4日の閣議決定以後、大蔵省と国防省の間での予算折衝においては、この Einzelplan VIII: Reichswehrministerium の総額のみが論議の対象とされ、下位の予算科目への金額配分は一切不問に付された。

算に関するほぼ全面的な自由裁量の権限を享受することとなった。戦後になされた証言によれば、年度開始に先立って、国防省は大蔵省およびライヒ銀行の幹部と新年度に必要と見込まれる資金総額について交渉してこれを確定し、その後これを陸・海・空三軍に配分する。この資金の支出計画は三者のそれぞれにおいて策定され、また自由に変更された。年度の途中にこの資金総額ではヒットラーによって課された任務の遂行が不可能なことが明らかとなった場合には、あらためて資金の追加について上記と同じ交渉がおこなわれた、といわれる。⁽⁶⁾

さらに見過すことができないのは、こうした予算運営の方式を、時の経過と共に他の諸官省もまた要求するようになったということである。その最も顕著な事例は、警察および武装親衛隊の予算要求に見られた。⁽⁷⁾ 4月4日の閣議決定は、単に軍事費にとどまらず政府支出全般に関する財政統制の弱体化への契機をなすものであった、と見ることができる。⁽⁸⁾

その内容からしても、また、影響の及ぶ範囲からしても刮目すべきこの閣議決定について、閣議の席上反対の意見を表明したのは蔵相クロズィク (Johann Ludwig Schwerin von Krosigk) とライヒ銀行総裁シャハト (Horace Grealy Hjalmar Schacht) の二人であった。⁽⁹⁾

〔補遺〕

ライヒ国防評議会の設置がこの閣議決定にもとづくものであったことは、戦後の研究においては周知のとおりである。共同審査委員会が何時、何を根拠に廃止されたかは長い間不明のままだったが、その答は、実はこの閣議決定にあった訳である。他方、国防省予算に関する大蔵省統制の解体については、戦後の研究では「1934年4月の閣議決定」によるものとする説が支配的であり、したがって、われわれとしてもこの点に触れずに論を進めることは適当ではない。

筆者の知るかぎりでは、戦後の研究がこのように説く場合、史料上の根拠が明示されていないが、⁽¹⁰⁾

注(6) „Eidesstattliche Erklärung von Friedrich Tischbein“, in: Trials of War Criminals before the Nuernberg Military Tribunals under Control Council Law No. 10, *Dokumentenbuch*, II, Graf Schwerin von Krosigk, Dok. Nr. 55, S. 64-5.

(7) „Extracts from the Testimony of the Defense Witness Fritz Reinhardt before Commission“, in: *Trials of War Criminals before the Nuernberg Military Tribunals (NMT)*, vol. XII, p. 612 sq.

(8) Schwerin von Krosigk, Lutz: „Grundzüge der Etatisierung“, in: Institut für Zeitgeschichte: ZS/A-20, Bd 3, S. 88-9. 武装親衛隊の予算は内務省予算の一部をなしていたが、この予算をめぐる、ことに1941年以後、大蔵省(およびこれに同調した内閣官房)と武装親衛隊との間で激しい対立が見られた。武装親衛隊長官ヒムラー Heinrich Himmler は屢々、ヒットラーの「許可 Urkunde」を先取りして予算定員を無視した武装親衛隊の人員の増強を図り、事後的にこれを大蔵省に認めさせようとした。その要求には、ドイツ軍がまだ占領していないオルジョニキーゼ、バクター、アストラカン(後の二者は結局占領できなかった)などの地域への配置のためのものさえ含まれていた。ヒムラーがこうした自らの要求の根拠としたのが、他ならぬ1933年4月4日の閣議決定であった。彼は、国防軍に対する予算上の授權と同等のものを武装親衛隊についても要求したのである。大蔵省と内閣官房は、この要求を論外的ものとして拒否している。詳細は別の機会に紹介するであろう。„Zu RK. 392 C/E, betr. Ernennungen von Beamten im Geschäftsbereich des Reichsführers-SS und Chefs der Deutschen Polizei ohne Vorhandensein von Planstellen, vom 26. Januar 1943“, in: BA: R43II/393. なお、文書番号から明らかのように、本稿で利用した閣議決定の写本は、この文書の付属資料として収録されていたものである。前掲注(2)を参照されたい。

(9) „Extracts from the Testimony of Defendant Schwerin von Krosigk“, in: *NMT*, vol. XII, p. 593-4.

(10) Hansmeyer, Karl-Heinrich und Rolf Caesar: „Kriegswirtschaft und Inflation 1936-1948“, in: *Währung und Wirtschaft 1876-1975*, hrsg. v. Deutscher Bundesbank, Frankfurt a.M. 1976, S. 912 は、そのような例のひとつである。

あるいは、史料をそのように読み込んでいるかのいずれかだが、その暗黙の根拠とされているのは、⁽¹¹⁾当時の大蔵省幹部の戦犯裁判における証言であったと思われる。1932年5月まで大蔵省第1局長(予算担当)、その後1945年まで大蔵大臣の地位にあったクロズィクと、1929年12月より32年5月まで大蔵省次官であったシェッファー(Hans Schäffer)は、いずれもその証言において、「1934年4月の閣議決定」⁽¹²⁾によって大蔵省は国防省予算に対する統制権を失ったと述べているのである。しかし、閣議議事録を見ると、1934年4月には閣議は一回も開かれていないし、また、この「閣議決定」についての傍証史料は筆者の知るかぎり存在しない。1933年4月4日の閣議決定については、写本ながらテキストが記録として残されており、また、後に見るように傍証史料も存在する。これらのことから考えて、「1934年4月の閣議決定」の存在を認めるべき積極的な理由は乏しいと言うべきであり、したがって、国防省予算に関する大蔵省統制は、1933年4月4日の閣議決定によって解体されたと見て誤りではないであろう。

III. 再軍備政策における閣議決定の意義

第一次世界大戦に敗れたドイツでは、ヴェルサイユ体制による禁制と監視の目をくぐって1920年代よりすでに秘密裡に再軍備が進められていた。他方、周知のように、ナチスの政権掌握後間もなく1933年10月にはドイツは国際連盟を脱退し、35年3月には一般的兵役義務が導入されると同時に空軍建設が公然化され、その後ドイツ軍のラインラント非武装地帯への侵入、東方への武力を伴った進出が続き、1939年の第二次大戦開始にいたる。この一連の過程において1933年4月4日の閣議決定はどのような役割を演じたのであろうか。この問題は、勿論さまざまな角度からの検討を要する問題であるが、ここでは主としてその財政上の関連に重点を置いて考えてみることにしよう。

この閣議決定が国防省の発意と提案にもとづくものであったと見て誤りではないが、同時に、それがヒットラーの政治的意図と合致し、彼の支持を得てはじめて実現しえたものであることもたしかであろう。そこで問題となるヒットラーの政治的意図については、われわれはこれを、彼の政治的全生涯を通じて比類のない徹底性をもって追求されたものの一環として理解することが必要である。軍事政策について言うならば、彼の意図の基調は、ヴェルサイユ条約の一切の制限からの解放と、ドイツの生存圏の拡大のための東部ヨーロッパ地域への武力侵略とにあった。そして、ドイツの再軍備はそのために決して欠くことのできない前提をなしていた。この考え方は、1920年代中頃に公刊された「我が闘争」において既に語られていたし、また、1930年代後半の政治指導において

注(11) Bracher, K. D. et al.: *op. cit.*, S. 794 において, „Die Entwicklung des Marinehaushalts von 1930 bis 1939“, Vortrag von Thiele, p. 581 を根拠にこの説が採られているが、ティエールのここでの叙述は、「1933年およびそれ以後の財政運営」におけるひとつの問題点として「閣議決定」に言及しているものの、この閣議決定の日付は示されていない。

(12) "Extracts from the Testimony of Defendant Schwerin von Krosigk", p. 593-4; „Eidesstattliche Erklärung von Hans Schäffer“, in: *Closing-Brief für Lutz Graf Schwerin von Krosigk*, NMT, Fall 11, USA gegen Ernst Weizsäcker u.a., S. 90-1.

飽くことなくその実現が追求されていったのである。⁽¹³⁾

政権獲得直後においてもヒットラーは、政府部内では当初から妥協のない明確さをもってこの基本的見解を表明していた。2月1日のラジオ放送では、民衆に向けて「4年以内の失業克服の達成」を公約する⁽¹⁴⁾一方で、2月3日には、陸海軍の高級将校を前にして、「政治的権力の再達成、すべての国家指導はこの一点に集中されなければならない」としたうえで武力侵略をつうずる生存圏拡大の意図を明らかにし、⁽¹⁵⁾さらに2月8日の主要閣僚協議の席上でも、「すべては軍事力のために！ 今後の4～5年における至上原則はかくあるべきだ、……政府によるすべての雇用創出政策は、ドイツ国民の国防力再建の観点から見て不可欠か否か判断されなければならない」と指示している⁽¹⁶⁾のを、われわれは見ることができる。失業救済か再軍備かという二者択一の間は、ヒットラーにとって本質的には無縁なものだったのである。

このことから明らかなのは、当面の財政支出の拡大が、単に景気の回復を目指したものとどまらず、むしろ、国防力の強化を通じて近い将来に生存圏を拡大することを目指したものであった、ということである。ヒットラーは、第一次ラインハルト計画による雇用創出政策の意義を、有効需要の追加的創出という点よりも、大衆の「信頼感の覚醒」といった社会心理的作用に見出していた。⁽¹⁷⁾このことはあながち彼の経済問題への無理解を示すものではなく、むしろ、彼には、世界市場の分断と梗塞状況についての認識に立脚した彼なりの経済政策の論理があったことを示唆していると思われる。⁽¹⁸⁾いずれにせよ、このような長期的な展望のもとに再軍備は当面緊急の課題として公認され、位置づけられたのである。

しかし、ヒットラーがどれ程再軍備を重視していたとしても、国防軍の側でのこれに先立つ時期における再軍備の何らかの実績や準備なしには、現に起りえたような軍備の急速な増強は不可能であったに違いない。事実、国防軍の側では、1920年代以来の秘密再軍備を背景として、1932年夏頃から国防軍改造(Umbau)計画が形成されつつあった。この計画によると、陸軍を中心とした兵力の3倍の規模への増強が指向され、1933年4月1日を始点として1938年までに、21ヶ師団からなる30万人の兵員を擁する陸軍が形成される予定であった。この計画には、さらに、国境警備を任務とする民兵組織の建設も含まれており、潜在的国防力の安価で急速な増強の意図が込められていた。⁽¹⁹⁾

注(13) Hitler, Adolf: *Mein Kampf*, Bd. 2: Die nationalsozialistische Bewegung, München 1933, Kapitel 14: Ostorientierung oder Ostpolitik, S. 726 sq. なお, Bracher, K. D. et al.: *op. cit.*, S. 744 sq. も参照されたい。

(14) *Schulthess' Europäischer Geschichtskalender*, Bd. 74 (1933), S. 36.

(15) Meinck, Gerhard: *Hitler und die deutsche Aufrüstung 1933-1937*, Wiesbaden 1959, S. 17.

(16) „Auszug aus der Niederschrift über die Ministerbesprechung vom 8. Februar 1933, Bau eines Staubeckens an der Malapane bei Turana in Oberschlesien“, in: BA: R43II/536.

(17) „Vermerk vom 22. September 1933, betr. Finanzierung der Reichsautobahnen und des sonstigen Straßenbaus“, in: BA: R43II/503.

(18) Bracher, K. D. et al.: *op. cit.*, S. 785 sq.

(19) Dülffer, Jost: *Weimar, Hitler und die Marine. Reichspolitik und Flottenbau 1920-1939*, Düsseldorf 1973, S. 229 sq.; Absolon, R.: *op. cit.*, S. 52 sq.; Bracher, K. D. et al.: *op. cit.*, S. 779 sq.

陸軍中心のこのような軍事力増強案には、当然海軍の同じ志向が対抗することになるが、その詳細はおくとして、国防省が先に見た閣議決定を提案するにいたる背景には、このような国防軍改造計画⁽²⁰⁾があったことを見落すことはできない。

この改造計画を準備し実行するために必要な資金は、当面まず、シュライヒャー政権のもとで決定されヒットラー政権に引継がれた「緊急計画」によってまかなわれた。ヒットラー政権のもとで追加された1億マルクを含めて総額6億マルクのうち、1.9億マルクの資金が国防関係の事業に割当てられ、それは、1933年2月と3月に、陸軍に8,930万マルク、海軍に3,570万マルク、空軍関係⁽²¹⁾に6,500万マルクの規模で配分された。さらに、1933年3月中旬には、4月以後5年間にわたって陸軍については年額2億マルク、海軍については8,000万マルクの資金を供給することが国防省によって決定され、5月1日、33年度分の支出許可が与えられた。それは「5月計画」と呼ばれ、すべての「一時的経費」を包含し、海軍について言えば、艦船の建造、港湾や基地の建設整備、船渠や造船所などの建設、商船の武装化などがこの計画のもとに進められた⁽²²⁾。これらの資金の調達方法としては、「緊急計画」以来一種の手形金融方式が採用され、この方式は、5月に設立された金属研究協会(Metallurgische Forschungsgesellschaft m.b.H.) (略してメフォ)による手形金融として引継がれ、これ以後の再軍備のための資金調達の主要な手段となったのである⁽²³⁾。このようにして生じた財政支出の拡大の跡を決算について見てみると、1932年度の国防関係の歳出額は6億2,975万マルクであったのに対して、34年度には19億5,293万マルク、37年度には82億7,247万マルクとなり、以後その規模は一層急激な増加を遂げることになる⁽²⁴⁾。

このように見てくると、4月4日の閣議決定は、国防軍の側で始められつつあった再軍備乃至国防軍改造計画をライヒ政府の責任において公認して軌道に乗せ、それ自体としてはなおつつまじや

注(20) 閣議議事録によると、3月29日の閣議においてライヒ国防相は、「目下意図されている国防軍の改造」について詳細な報告をおこなった。„Niederschrift über die Ministerbesprechung am 29. März 1933“, in: BA: R43 I/1460.

(21) „Übersicht über die Verteilung der Arbeitsbeschaffungsmittel auf die geförderten Maßnahmen und die Kreditanstalten, vom 7. Juli 1937“, in: BA: R2/18412.

(22) „Die Entwicklung des Marinehaushalts von 1930 bis 1939“, p. 590-1. ただし、Dülffer, J.: *op. cit.*, S. 242 においては、「5月計画」の規模は、陸軍4億マルク、海軍1.6億マルクとされており、いずれが正確なのか筆者には明らかではない。

(23) Kroll, Gerhard: *Von der Weltwirtschaftskrise zur Staatskonjunktur*, Berlin 1952, S. 586 sq.; Hansmeyer, K.-H. et al.: *op. cit.*, S. 921 sq. なお、大島『雇用創出政策の成立』「三田学会雑誌」第67巻第2・3号(1974年3月)33頁以下も参照されたい。

(24) なお、これ以外に、メフォ手形の未決済額が1934年度末には19億8,200万マルク、37年度末には55億390万マルクに達していることに注意しておかねばならない。これが決済されれば、その額だけ国防支出額は増加する仕組みになっているからである。参考までに、同じ時期における失業救済および雇用創出のための支出額を見てみると、1932年度には9億3,769万マルク、34年度には7億1,903万マルク、37年度には4億6,419万マルクである。„Zusammenstellung der Gesamteinnahmen des Reichs sowie der Ausgaben für Rüstungszwecke und Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen in den Rechnungsjahren 1932, 1934, 1937, und 1938, vom 26. April 1939“, in: BA: R2/21908. なお、1932年度のライヒ政府支出総額は82億マルク、34年度も82億マルク、37年度は173億マルクであった。„Entwicklung der Ausgaben in den Rechnungsjahren 1934-1939, vom 17. Juli 1939“, in: BA: R2/21781.

かなものだった改造計画を拡大し、これに拍車をかけるためのものであったとすることができる。国防省が授権法成立の10日後という時点にこの提案をしたのは、決して理由のないことではなかった。むしろ、この時期を選んだのは明確な意図にもとづくものであり、授権法の成立という事態のもとでこそ、再軍備を現行法規の制約や財政統制から解放することが可能だという判断が、国防軍に、また、ヒットラーの側にもあったと見て誤りではないであろう。

このように、4月4日の閣議決定は、ドイツの再軍備活動を、ヴェルサイユ条約や軍縮交渉といった国際政治上の制約はともかく、内政上の制約からは解放して、その後の急速な展開への端緒を開くものであったが、その際特徴的なことは、当事者達が、誤解のしようもないほどの明確さをもって語られていたヒットラーの政治的意図を真に受けず、これと切離して彼の再軍備優先の意図に同調して将来における武力侵略に事実上協力したことである。

ライヒ銀行総裁シャハトの場合には、4月4日の閣議で国防相の提案に反対していたという事実があり、この決定がもたらすであろう事態を彼自身何らか予見していたことが察せられる。その直後の5月31日、彼は雇用創出政策に関する政府首脳会議で、資本市場を統制し雇用創出計画の事業と通貨信用政策に関する提案を総括的に把握するために、少数メンバーからなる委員会を設置することを提案して承認を得た。このことは、一面では、事実上再軍備のための資金調達を軌道に乗せる役割を果たしたと言わねばならないが、他面では、シャハトの意図からすれば、再軍備財政の統制の解体によって生じた財政面からのインフレーションの危険に通貨信用政策の面から対処しようとしたものだと見ることもできる⁽²⁵⁾。だが、結局のところ、彼のこのような通貨信用政策上の意図はヒットラーの政治的意図の追求のまゝに破綻し、強大な軍事力をその果実としてのこして、1939年1月、彼を含むライヒ銀行理事は全員解任されたのである⁽²⁶⁾。

他方、ライヒ国防軍の場合には、周知のように、ナチス支配の全期間をつうじて「⁽²⁷⁾屈服と抵抗の間を動揺」しつづけることになるのだが、ヒットラー政権成立当初のことで言えば、国防軍の新しい指導者である国防相ブロンベルク (Werner von Blomberg) とその助言者だった大臣官房長ライヒェナウ (Walter von Reichenau) とは、ヒットラーに対する彼ら自身の無批判的な支持から、ナチスと国防軍との利益共同体の形成を期待してさえいたのである。ブロンベルクによれば、ヒットラーは国防軍をドイツにおける唯一の軍事権力と認めて突撃隊との関係を明確にし、ナチスの側から国防

注(25) „Vermerk über die Chefbesprechung am 31. Mai 1933, über Arbeitsbeschaffung“, in: BA: R43 II/536. この席上においてシャハトは、「通貨創出を拒否」し、「大減省証券の発行」を求める意見を斥け、「実質賃金をインフレーションによって切下げること」に反対して、上記の信用統制のための委員会の設置を提案した。

(26) Hansmeyer, K.-H. et al.: *op. cit.*, S. 914 sq. なお、解任の契機となったシャハトのヒットラーあての1939年1月7日付の書簡は、Document 369-EC として *IMT*, vol. XXXVI に収録されている。

(27) Bracher, K. D.: *Die deutsche Diktatur: Entstehung, Struktur, Folgen des Nationalsozialismus*, Berlin-Köln 1969, 邦訳「ドイツの独裁」上巻, 430頁, なお, 428頁以下も参照されたい。

軍に対して政治的に介入する意図のないことを約束していた。⁽²⁸⁾これに加えてヒットラー政権は、国防軍の目から見て、多年にわたって続けられてきた秘密再軍備に対して多かれ少なかれ距離を置いてきたヴァイマル共和制の諸政権とは異なり、再軍備政策に最も高い優先順位を与えてはばからない政権であった。4月4日の閣議決定は、ナチスと国防軍のこのような関係のもとで生まれたのである。⁽²⁹⁾

この決定にもとづいて設置されたライヒ国防評議会は、たしかに、国防政策に関する責任を国防相からライヒ政府全体に移し、ライヒ政府として国防問題に積極的に関与してゆく姿勢を示したものであった。⁽³⁰⁾しかし、それは表向きのことであった。実際には、ライヒ国防評議会は1938年9月に改組されるまで正規の手続で開催されたことは一度もなかった。開催されたのは、この評議会のもとに設置されたライヒ国防委員会(関係各省の担当官による実務委員会)であった。⁽³¹⁾だが、結局のところ、このいずれの機関も表構え以上のものではありえなかった。政策決定は多くの場合、国防省と各省の個別交渉によっておこなわれたといわれる。⁽³²⁾換言すれば、国防政策の国防省による専一的管理という従来の権限機構が解体したのに、責任は各省に分散したままで新しい権限機構の確立に至りえず、混沌の状態が出現したのであって、結局この改革は、ヒットラーの国防政策への支配介入を容易にする組織の動態を生み出すことになった、⁽³³⁾とすべきであろう。

われわれは、ここで視点を変えて、もうひとつの問題、つまり、この閣議決定が財政統制の機構や役割をどのように変えたかを考察することとしよう。

注(28) Absolon, R.; *op. cit.*, S. 43-4.

(29) 同じ4月4日、閣議に先立って「労働奉仕と青年鍛錬問題」を議題とした政府首脳会議が開かれている。ヴァイマル末期以来国の失業対策の補完的役割を果たしてきた自発的労働奉仕の制度は、1935年に強制化され、一定年齢に達した青年男女はすべて半年間、厳格な規律のもとに労働奉仕に従事させられ、予備的な軍事訓練を受けさせられた。1933年のこの時期には、労働奉仕運動とその制度化をめぐる鉄兜団とナチスとの間で熾烈な主導権争いが展開されていたが、上記の会議では、前者の指導者でこの問題に関するライヒ特命委員の地位にあったセルテ(Franz Seldte)の試案を、ヒットラーがその財政措置などの点で批判しているのを見ることができる。だが、本稿の主題との関連で一層注目されるのは、政府の主要関係閣僚と並んで、ブロンベルグとライヒェナウがこの会議に参加していることである。彼らのこの問題への関心が、先に見た国防軍改造計画における潜在的国防力の増強に発するものであったことは想像に難くないが、この点においても国防軍の指導者達は、ヒットラーとの共働を指向していたと見ることができよう。„Vermerk über die Chefbesprechung unter dem Vorsitz des Herrn Reichskanzlers am 4. April 1933 vormittags 11 Uhr“, in: BA: R43 II/516. なお、国防軍と労働奉仕制度との関連については Absolon, R.: *op. cit.*, S. 123 sq. を、また、労働奉仕制度の展開とその強制化の過程一般については Köhler, Henning: *Arbeitsdienst in Deutschland. Pläne und Verwirklichungsformen bis zur Einführung der Arbeitsdienstpflicht im Jahre 1935*, Berlin 1967, S. 242 sq. を参照されたい。

(30) „Der Kampf der Marine gegen Versailles 1919-1935“, bearbeitet von Kapitän zur See Schüssler, in: *IMT*, vol. XXXIV, p. 604.

(31) Absolon, R.: *op. cit.*, S. 46. なお, „Niederschrift über die 2. Sitzung des Arbeitsausschusses der Referenten für die Reichsverteidigung, am 22. Mai 1933“, in: *IMT*, vol. XXXVI, p. 219 sq. も参照されたい。

(32) Thomas, Georg: *Geschichte der deutschen Wehr- und Rüstungswirtschaft (1918-1943/45)*, hrsg. v. Wolfgang Birkenfeld, Schriften des Bundesarchivs 14, Boppard am Rhein 1966, S. 70; Carroll, Berenice A.: *Design for total War. Arms and Economics in the Third Reich*, The Hague-Paris 1968, p. 76 sq.

(33) Bracher, K. D. et al.: *op. cit.*, S. 793-4.

IV. ナチス革命に直面する会計検査院

この閣議決定がライヒ会計検査院にとって何を意味するものであったかを明らかにするために、この項では、この決定を知らされる直前の時点での会計検査院の院長や幹部達の思考と行動を探ってみることにしよう。

その手掛りとしてまず、会計検査院長ゼーミッシュ (Friedrich Ernst Moritz Saemisch) がヒットラーにあてた書簡を引用する。日付は閣議決定と同じ4月4日だが、ゼーミッシュが閣議決定の内容を知る以前のもので誤りではない。ナチス革命に直面した会計検査院の態度を知るうえで示唆に富むものと思われるので、儀礼的な部分を除いてここにその全文を引用する。

「過日貴下と懇談の機会を得ましたことは誠に光栄の限りであり、私はその大要を会計検査院評議会に対して報告致しました。

貴下、すなわちライヒ首相が、行政における厳格な秩序と清潔さを保ち公共資金の堅実な使用を保障するために、効果的な統制が実行される必要のあることを特に強調されたことについて、会計検査院評議会は衷心より歓迎の意を表明するものであります。貴下によって示された目標は、会計検査院がその法によって定められた任務を実行するにあたって常に追求してきたところであり、会計検査院がこの課題を果たしてきたのは、会計検査院ならびにその構成員について法によって認められたライヒ諸官省に対する独立の地位が、ライヒ予算運営の全体に対する実りある監督を保障してきたからであります。会計検査院は、法によって定められたその任務と組織の枠内において現存の行政との可能なかぎり密接な結合のもとに上述の目標を追求するものであり、このことに鑑みて本院は、ライヒ政府がその困難な課題を遂行するにあたってこれに全力をあげて協力する所存であります。」

ライヒ内閣官房は、これに対する4月13日付の返書において、会計検査院評議会の全員一致による決議の報告を「ライヒ首相が特別の喜びをもって」⁽³⁴⁾受け入れたことを伝えている。

このゼーミッシュの書簡と、ここで言及されている彼とヒットラーとの会見において、両者はそれぞれ何を意図し表明しようとしたのであろうか。まず、ゼーミッシュに代表される会計検査院の側について見てみよう。

ゼーミッシュの書簡は、単に新政権に対する忠誠と支持の表明にとどまらず、一定の現状認識にもとづく会計検査院としての自己主張をうちに含むものであった、と思われる。問題は、その内実をどのようなものとして理解するかにある。

まず、授權法の成立にいたる急激なナチス革命の進行が、会計検査院をして自らの存立について何らかの危惧の念を抱かせたことは想像に難くない。革命の波がやがて自らにも及ぶことを恐れて、その対応策として、あの書簡では、会計検査院の地位や役割が法律によって定められ、その意味で

注(34) 以上のふたつの文書、Präsident des Rechnungshofs an Reichskanzler, Pr. 1100/4.44 vom 4. April 1933 と、Reichskanzlei an Präsidenten des Rechnungshofs, RK 3521 vom 13. April 1933 は、いずれも BA: R43II/1155a に収録されている。

不可侵のものであることを繰返し強調したのだ、と見ることができる。だが、この場合注意すべきことは、議会在政治的意志決定の権能を剝奪されたという事実を、会計検査院としては自らの存立にかかわる決定的な事柄とはみなしていなかったと思われる点である。このことは、後に見るように、実は会計検査院をして自らにかかわる政治状況の誤った把握にいたらしめることになる。それはともかく、元来ドイツにおいては、会計検査院を議会による財政統制の補完機関、したがって、議会に対してのみ責任を負う機関として国制のなかに位置づける伝統は乏しかった。プロイセン絶対王制以来の伝統を承けて、ヴァイマル末期にいたる会計検査院の自己理解は、広義の行政権力の一環としての、ただし狭義の行政権力たるライヒ政府からは独立の、そしてライヒ諸官省に対しては対等の地位にあって、その存立を法にのみ負うところの機関としてのそれであった⁽³⁵⁾。1922年以来、議会主義統治を建前とするヴァイマル共和制のもとで10年余会計検査院々長であったゼーミッシュが、ナチス独裁体制のもとでさらに5年間院長の職に留まり、ナチス国家体制への会計検査制度の適応に少なからず貢献したのは⁽³⁶⁾、会計検査の国制上の位置づけに関するこのような理解があったからだと言うべきであろう。当面の主題にもどれば、会計検査院が意図したのは、このような意味に理解された自らの役割と地位とをナチス革命のなかで擁護することであった。

視点を変えてヒットラーの側について考えてみよう。このような会計検査院の主張は、ヒットラーの容認するところでもあった、と見ることができる。彼がこの時点でゼーミッシュを引見し、その後も長く院長の職に留めたのは、ゼーミッシュの行財政の監視者としての従来の声価や信望ゆえ⁽³⁷⁾の政治的利用価値にのみよるのではなかった。ヒットラーにとっては、現に始まりつつあるナチスの国政統治のためにも、高度の専門家としての資質を備えたゼーミッシュを長とする会計検査院が必要だったのである。事実在即して言えば、ちょうどこの時期にヒットラーは、国防軍の資材調達において民間企業との癒着と汚職の事実があることを察知して、大蔵大臣をつうじて会計検査院に対し国防軍の調達制度を点検することを指示している⁽³⁸⁾。4月4日の閣議決定にしても、決算統制は会計検査院により従来どおりおこなわれることが明記されていたし、その後の時期も含めてナチス

注(35) Grupp, Klaus: *Die Stellung der Rechnungshöfe in der Bundesrepublik Deutschland*, Berlin 1972, S. 65 sq., とくに S. 82 を参照されたい。

(36) 会計検査院の改組を含むライヒ財政令 Reichshaushaltsordnung 第2次修正(1933年12月)の立案作業において主役を演じたのは、当時のプロイセン財政担当相ポピッツ(Johannes Popitz)とこのゼーミッシュであった。この点については、BA: *Nachlaß Saemisch*, Nr. 66 および Nr. 134 所収の史料が参照されるべきだが、その詳論は別の機会にゆずることとする。差当りは、Pfulstein, Friedrich von: „Die Wege von der Preußischen Generalrechnungskammer zum Bundesrechnungshof“, in: *250 Jahre Rechnungsprüfung*, hrsg. v. Bundesrechnungshof, Frankfurt a.M. 1964, S. 82 sq. を参照されたい。

(37) ゼーミッシュは、会計検査院々長の職にあるかわり、ライヒ節約特命委員 Reichssparkommissar に任ぜられ、また、1923年からは行政整理委員会の議長を務めた。これらの面での彼の活動に関する評価については、Dungern, Friedrich von: „Friedrich E. M. Saemisch als Reichssparkommissar“, in: *Die öffentliche Verwaltung*, 5. Jg. (1952), Januar, S. 46 sq. を参照されたい。

(38) „Vermerk vom 12. April 1933, über eine Besprechung über Fragen der Prüfung des Beschaffungswesens bei der Reichswehr am 6. April 1933“, in: BA: *Nachlaß Saemisch*, Nr. 135.

の統治においては、会計検査院の存在とこれによる決算統制は基本的にはその意義を否定されることはなかった。ゼーミッシュの書簡にあるように、ヒットラーが「行政における秩序と清潔さ」に言及し「効果的な統制」の必要を強調したのは、単なる形式的指示にとどまらず、統治の必要にもとづいた実質的な意味をもった指示であったと言うべきであろう。とすれば、ゼーミッシュと会計検査院評議会の側にも、自らの存立と役割が法によって定められたものであることを強調する必要を感じながらも、ヒットラーの指示に応じて新政権への支持と協力をその専門家的使命観に立脚しつつ表明する十分な理由があろうというものである。

このようにして、財政統制の維持と強化が会計検査院自体の志向するところであるのみならず、ヒットラーの期待するところでもあることが確認されたその4月4日に、どのような閣議決定が成り立ったかは、すでに見たとおりである。この閣議決定によって廃止される共同審査委員会は、Vで見ると会計検査院が重視してやまぬものであったが、そのかぎりにおいて明らかに会計検査院は、自らの志向をヒットラーと国防軍によって裏切られたのであり、さらにVIで見ると、この決定は、会計検査院の個有の活動領域とみなされてきた決算統制すらも危殆に瀕せしめることになる。この経緯は、会計検査院の指導者達が抱いていた専門家的使命観なるものが、実は事態の全面的な関連についての洞察に欠けるところがあったことを示すと同時に、会計検査院が依拠しようとしていた実定法秩序が、ナチス支配のもとではもはや安定的たりえぬことを萌芽的にせよ示すものであったと言えよう。以下、項をあらためて、この経過の焦点をなす共同審査委員会とは何であったか、会計検査院はこの委員会をどのように見ていたかを明らかにすることにしよう。

V. 共同審査委員会の役割

この委員会が設置されるにいたる経過の発端は、1927年8月上旬、新聞によって海軍の秘密再軍備にまつわる汚職事件が報ぜられたことにある。このいわゆるローマン事件(またはフェーブス事件)とは、ヴェルサイユ条約の規制に反して秘密裡に20年代初めから進められてきたドイツの再軍備活動において、海軍側の中心人物ローマン(Walter Lohmann)をつうじて、彼と密接な関係にあったフェーブス映画会社に多額の政府資金が特別基金(Schwarzer Fonds)から非合法に支出され、これに関連して種々の汚職が発生したことを指している。⁽³⁹⁾新聞の暴露キャンペーンと議会の攻撃にあった当時のマルクス(Wilhelm Marx)内閣は、8月13日、会計検査院長ゼーミッシュに事件の調査を依頼した。ゼーミッシュは約3ヶ月後にまず中間報告を提出した⁽⁴⁰⁾うえて、さらに12月22日の閣議に

注(39) „Der Kampf der Marine gegen Versailles 1919-1935“, p. 552 sq.

(40) „Vorläufiger Bericht des Präsidenten des Rechnungshofs Staatsministers a. D. Dr. Saemisch über den ihm durch Schreiben des Herrn Reichskanzlers vom 13. August 1927, RK 6531, erteilten Auftrag, betreffend die Untersuchung der Subventionierung der Phöbus-Film A. G. sowie der anderen im Zusammenhang hiermit in der Presse behaupteten wirtschaftlichen Maßnahmen des Reichswehrministeriums“, in: BA: Nachlaß Saemisch, Nr. 175.

出席して3項目からなる提案をおこなった。第1は、過去の秘密再軍備のための支出の検査に関する会計検査院の権限を明確にし強化すること、第2は、会計検査院は関係大臣の協力を得て、ライヒ議会決算委員会に所属する主要議員に対して適時に必要な報告をおこなうこと、第3は、今後のこの関係の支出を統制するために、関係各省、大蔵省および会計検査院の代表からなる特別委員会を設置すること、以上である。閣議は、第2項を極秘扱いとすることとしたうえでこの提案を承認⁽⁴¹⁾した。この第3項の特別委員会がいわゆる共同審査委員会に他ならない。会計検査院評議会は、その直後、この閣議決定を支持することを確認し、その実施に積極的に関与することを申し合わせている⁽⁴²⁾。

この共同審査委員会の構成や役割などの基本方針については、即日検討が始められ、何度かの修正を経て翌28年5月初めまでに確定を見たようである。以下に要約して紹介する「基本方針」のテキストには日付がないため、これが最終的な成文であるかどうかは明らかでないが、内容から考えて成文もしくはそれに近いものと想定される⁽⁴³⁾。その要点は次のとおりである。

第1に、この委員会は、大蔵次官、会計検査院々長、陸・海軍の各最高司令官によって構成される。第2に、各委員は、決定にあたってそれぞれ一票を行使する。意見の一致を見ない場合、各委員は争点となった問題を閣議に上申しその決定にゆだねることができる。個々の問題を処理するために、実務担当者による実務委員会を設けることができる。第3に、新年度のライヒ予算案の提出に先立って、つまり前年の8月中旬に、関係各省は、自らの担当する秘密再軍備に関する歳出予算案をこの委員会に提示することとする。これらの歳出予算案は委員会の検討を経て、委員をつうじてライヒ政府の閣議に提出される。第4に、ライヒ予算案の確定後、委員会は前記歳出予算案を確定し、その執行を監督する。第5に、秘密再軍備を目的とするものでありながらライヒ予算に計上されない歳出についても、その計画を委員会に提出し執行について監督を受けなければならない。第6に、会計検査院による決算の検査とこれに伴う意見表明は、この委員会に会計検査院の代表が参加しているという事実によっても、また、ライヒ政府の決定によっても侵害されることはない。以上である。

この共同審査委員会の活動については、1928年4月19日に第1回の会合が前記基本方針第1項に定められた正規の委員のみによって開かれたこと、第2回会合は4月27日さらに実務担当者を加え

注(41) „Niederschrift über die Sitzung des Reichsministeriums am 22. Dezember 1927“, in: BA: R43 I/1426.

(42) „Vermerk vom 29. Dezember 1927, über den Kabinettsbeschluss vom 22. Dezember 1927“, in: Deutsches Zentralarchiv (DZA) Potsdam: *Rechnungshof des Deutschen Reichs*, Nr. 1923.

(43) „Richtlinien für die Zusammensetzung und Tätigkeit des in der Ministerbesprechung am 22. Dezember 1927 beschlossenen Ausschusses zur Überwachung der Verwendung der für besondere Zwecke vorgesehenen Mittel“, in: DZA Potsdam: *Rechnungshof des Deutschen Reichs*, Nr. 1860. 後掲注(49)で示す会計検査院側の文書においてこの「基本方針」に照らして共同審査委員会の役割が論じられており、その内容から判断して本文で見る「基本方針」がその後引き続き有効であったものと思われる。

て開催され、秘密再軍備支出全般についての総括的検討がおこなわれたことが記録文書から明らかである。⁽⁴⁴⁾しかし、その後1933年春にいたる間の活動については、断片的な文書以外にはこれを知る手段は存在しない。作成された関係文書は極秘として管理され、活動記録はむしろ可能なかぎり作成・保存しない意向であったと言われる。⁽⁴⁵⁾だが、委員会がそのまま存続し、実務的な処理の促進のために実務委員会が設けられてこれに従事したことだけはたしかである。

それはともかく、当時の海軍関係の予算業務の担当者であったシュッスラーが、後に共同審査委員会の活動を回顧しつつ、旧来の個別的な再軍備活動の場合とは異なり、委員会によってこの活動全般にわたる相互的な調整ははかれるようになり、軍事面でも経済面でも計画と予測が可能となったと評価していることは興味深い。山口定氏の言葉を借りるならば、共同審査委員会の設置は、ドイツの秘密再軍備推進のための国防軍、大蔵省および会計検査院の三者による協力体制の樹立を意味するものであった、⁽⁴⁶⁾とすることができる。そして、再びシュッスラーによれば、こうした転換に最大の貢献をしたのが、かのゼーミッシュなのである。⁽⁴⁷⁾

このような経過で共同審査委員会が成立し活動してきたことからすれば、会計検査院がヒットラー政権成立後も依然としてこの委員会を重視し、一層積極的にこれに関与することを意図していたとしても不思議はない。あの閣議決定が成立つ直前の1933年4月3日、会計検査院においては院長、副院長および数名の幹部が集って、秘密再軍備支出の検査に会計検査院が今後どのように関与すべきかを協議したが、その結果は次のように要約されている。

「a) 軍備を目的とした支出の規模は、近い将来において従来にくらべ著しく増大すると予想される点に鑑みて、担当の局長は、原則として、秘密軍事支出に関するすべての案件の処理に関与することが必要である。このことは、秘密軍事支出の計画の編成と執行についてのみならず、この種の支出の検査についても適用される。b) 秘密再軍備支出の計画の編成と執行に関しては、近い将来において従来より頻繁にいわゆる共同審査委員会の会合が開催される可能性があるため、会計検査院の利害を同委員会において代表する院長について原則として代理人を定めておく必要がある。——副院長をもってこれにあてることとする。⁽⁴⁸⁾」

要するに、4月3日の時点では、会計検査院の幹部達は近い将来における秘密再軍備の強化を予

注(44) „Vermerk des Generalbüros des Rechnungshofs vom 11. Mai 1928“, in: DZA Potsdam: *Rechnungshof des Deutschen Reichs*, Nr. 1860.

(45) „Tagesordnung des Mitprüfungsausschusses am 27. September 1930“, in: DZA Potsdam: *Rechnungshof des Deutschen Reichs*, Nr. 1923.

(46) 山口定『秘密再軍備とドイツ社会民主党』(二)「立命館法学」第72号(1967年第2号), 149頁。なお、この問題については、Carsten, Francis L.: *Reichswehr und Politik 1918-1933*, Köln-Berlin 1964, S. 298-300 も参照されたい。

(47) 以上のシュッスラーの引用はいずれも、„Kampf der Marine gegen Versailles 1919-1935“, p. 602-3. による。ただし、このような軍部の側からの評価とは裏腹に、大蔵省内部では、軍の態度は次のように不信の目をもって見られていたようである。「海軍はいつも嘘をつく。陸軍は本当のことを言うが、それはごく稀なことではない。」„Affidavit by Hans Schaeffer concerning the 'Black Reichswehr Budget' in pre-Hitler Germany and Defendant Schwerin von Krosigk's critical attitude toward it“, in: *NMT*, vol. XII, p. 558 sq.

(48) „Vermerk über eine Besprechung vom 3. April 1933“, in: DZA Potsdam: *Rechnungshof des Deutschen Reichs*, Nr. 1857.

想して、その予算の編成、執行および決算の諸局面に積極的に関与する意向であった。この観点からすれば、共同審査委員会の活動は将来拡大こそすれ、消滅するなどとは予想もされていなかったのである。折しも、ヒットラーはゼーミッシュと会見して、行財政の秩序維持のために会計検査院が今後一層の貢献をなすべきことを訴えていた。まさにこのような状況のなかで、会計検査院は4月4日の閣議決定の報に接することになるのである。

Ⅵ. 国防軍 対 会計検査院

4月4日の閣議決定は、ただちに蔵相クロズィクによってゼーミッシュに伝えられた。ただし、何故か共同審査委員会の廃止の決定は明確には伝えられなかったようである。4月6日、ゼーミッシュは蔵相との会談内容を副院長他5名の会計検査院幹部に報告した。ここでは、出席者は一様に共同審査委員会の廃止に反対もしくは批判的な見解を示している。12日には、国防省からはブロンベルクと軍務局長 (Chef des Wehramtes) フロム (Friedrich Fromm)、大蔵省からはクロズィクと大蔵次官ラインハルト (Fritz Reinhardt)、会計検査院からはゼーミッシュなど、合計10名が出席して会合が開かれ、席上、ブロンベルクからあらためて閣議決定の会計検査院に関係のある部分の内容が伝えられ、これをめぐって討議が展開された。翌13日、再度会計検査院内部の会議が開かれ、同院としては閣議決定に従わざるをえないことを確認、あわせて今後国防省と折衝すべき問題点について協議がおこなわれている。その後26日になって、国防省、大蔵省、会計検査院の三者による二回目の協議がおこなわれ、国防省側も若干の妥協提案をして、今後の問題について三者の間で意見が交換された。⁽⁴⁹⁾ なお、閣議決定の内容はすべて口頭で伝えられ、そのテキストは会計検査院に対して遂に示されることなしに終わった。

このように、一連の協議は会計検査院のほとんど全面的な譲歩で終わった。政府閣議に出席権を持たない会計検査院にとっては、閣議決定を既成事実として突きつけられて、これを甘受するほかに道がなかったことはたしかである。いわば結末の見えているこの論議の経過を順序立てて追うことはやめて、以下では主な争点について各当事者の見解や態度を要約して示すこととする。

まず、問題の焦点をなす共同審査委員会の役割について、大蔵省と会計検査院の間には理解の基本的な相違があった。

注(49) これらの一連の会議については、次のような記録がある。4月6日については „Vermerk vom 12. April 1933“, 4月12日については „Niederschrift über die Besprechung im Reichsfinanzministerium über die Frage der Beibehaltung oder Auflösung des sogenannten Mitprüfungsausschusses am 12. April 1933“, 4月13日については „Vermerk vom 22. April 1933“, そして4月26日については „Niederschrift über die Besprechung im Reichsfinanzministerium am 26. April 1933 über die durch den Umbau des Heeres voraussichtlich notwendig werdenden Gesetzänderungen“ がある。いずれも BA: *Nachlaß Saemisch*, Nr. 135 に収録されている。なお、以下の本文の叙述における協議内容の引用は、すべてこれらの記録による。

大蔵省はこの委員会の実際上の主たる役割を、秘密軍事費予算の編成よりもむしろ執行の監督に重点を置いて見ていた。クロズィクがその理由として指摘しているのは、秘密再軍備のための予算案が共同審査委員会では通常何の修正もなしにそのまま承認され予算として確定されてきたという事実である。

ゼーミッシュによれば、これは全く誤った理解であった。彼が強調するのは、秘密再軍備のための予算の編成と確定の段階においてその財政法上の疑義を解明することこそ委員会の主要な任務があったということである。この見解は、前章で見た基本方針を参照しつつ会計検査院の他の幹部達が支持するところでもあった。財政関係法規の諸規定に抵触した内容をもって予算が確定された場合、会計検査院は決算検査の段階でこれらの点について異議を提起し、また、ライヒ財政令第107条の規定に従って意見を議会と政府に表明しなければならない。その場合には、ヴェルサイユ体制のもとで内外の世論を刺激することは必至である。こうした事態を避けるという国家的見地からこそ、会計検査院は重大な責任を敢えて負って共同審査委員会の設立と運営に積極的に協力してきたのではなかったか。とすれば、この委員会の主な任務は、秘密再軍備予算の編成段階でこれに包含される法的疑義を解明し、これを適法なものとして確定することにあつたはずである。秘密再軍備が一層拡大されようとしている現在、共同審査委員会のこの意味での重要性は増しこそすれ消滅することなどありえないであらう。

しかし、こうした会計検査院側の立場は、押しつけにも似た国防省側の主張にあって後退に後退をかさねてゆくことになる。

閣議決定を既成事実として背後に持つ国防省は、いまや極めて率直に共同審査委員会の活動について批判を開陳するにいたる。ブロンベルクの語調はまだしも抑制を欠いていないが、フロムにいたっては、「大蔵省や会計検査院の代表との何週間にもわたる愚かな馬鹿話は行政監察官を喜ばせるためにやっているようなものだ」と発言して、ゼーミッシュの激しい反論をひきおこすことになる。

それはともかく、国防省側の主張のひとつの要点は、共同審査委員会が設置されたのは当時の内政上の状況を考慮したためであること、その内政上の状況は根本的に変化してもはやこの委員会を存続させる理由はなくなった、という点にあった。4回にわたる協議のなかで会計検査院側は、この点について何らの反論も提起していない。むしろ、ナチス革命の進行、とりわけ授権法の成立に直面して、会計検査院はこの主張に反論しえなかったのだと言ってよいであらう。

国防省側の主張のもうひとつの要点は、今後ありうべき内外の事態の急速な展開に再軍備のテンポを合わせなければならず、そのため年度毎に予算を事前に確定することは困難であり、したがって共同審査委員会による統制は事実上不可能である、という点にあった。会計検査院はこれに対して、たとえば四半期別の予算の編成と確定という方法で共同審査委員会による統制を有効に統ける

ことができるはずだと応じてみたものの、国防省側はこれに耳を傾けようとはしない。後者のねらいは制度の部分的修正ではなく、根本的変更にあったからである。国防省は、秘密再軍備予算をいわば渡し切りの予算として、具体的には、国防省関係の支出の総額のみを定めて費目別限定を一切つけない歳出予算として編成し執行しようとする目論んでいたのである。財政統制の通常の観念からすれば、それは秘密再軍備を事前の計画としての予算なしにおこなうに等しく、ゼーミッシュにしてみれば、「行政がいかにして成立ちうるのか想いも及ばぬ」ことであった。こうした会計検査院側の当惑をよそに、国防省のこれに対する答は単純明快ですらある。すなわち、秘密再軍備費は定められた総額の範囲内で必要に応じて支出されると同時に費目別に分類して記帳され、年度末の実支出額をもって予算額とみなすという手続がとられるはずであった。こうして成立つ決算は予算の費目別限定に違反したものではありえないし、予算外超過支出といった金額限定の原則の違反も起りえない。このような予算運営のもとでは、会計検査院が懸念する財政関係法規との抵触も起りえないであろう、というわけである。ゼーミッシュに言わせるならば、それは「平時において戦時と同様に予算を運営しようとするもの」に他ならなかった。

ところで、この一連の会議において大蔵省は、閣議決定を既成事実とみなしていたためであろうか、その関心をもっぱら、この閣議決定が次年度以後の支出膨脹と硬直化の原因となるのではないかという点に向けいていた。だが、国防省側がそのような事態を出現させぬように努力すると答弁したことで安堵し、後に述べる給与法(Besoldungsgesetz)との関係を別とすれば、大蔵省は、共同審査委員会の役割を形を変えてでも維持するための積極的な主張をほとんど控えてしまった。さきに見たように、大蔵省が予算編成段階におけるこの委員会の役割を無意味なものとしていたことも、こうした消極的な態度の一因をなしていたように思われる。いずれにせよ、会計検査院は事実上孤立無援の状態におちいり、結局、委員会の廃止をもちや止むをえぬこととして甘受することになる。

しかし、会計検査院がその使命観にかけてなお譲ることができないのは、決算検査の有効性を確保することと、再軍備予算に関する法的諸規定を空文化させないことであった。

まず第一の点について。決算検査の有効性を確保するには、法的拘束力を持った予算、さらには基礎的勘定体系としての予算が存在していなければならない。閣議決定は秘密再軍備について、いわば予算のない状態を創りだしたわけだが、これによって実は決算統制もまた不可能とならざるをえないのだ。先に見た国防省側の、実支出額をもって予算とみなすといった方法は、会計検査院として到底認めうるものではない。苦慮の末に想いいったのが、国防省内部で作成されるはずの資金支出計画書(Kassenanschlag)⁽⁵⁰⁾と、その実行乃至変更に関する本省の下位部局に対する指令書(An-

注(50) 資金支出計画書とは、ライヒ会計規程(Reichswirtschaftsbestimmung)第14条に規定されているもので、ある省庁によって管理すべき財政資金の総括表を指し、その省庁について定められた予算定員を含めて、予算案の個々の予算科目に従って金額を表示した文書のことを言う。

ordnung) であり、これらを規準として決算統制をおこなうことであった。渡し切りの一括予算方式をとる場合でも、国防省はこれらの文書なしに支出活動を組織することはできないはずであった。

4月4日の閣議決定が、決算統制は従来どおりおこなうべき旨を指示している以上、国防省側としても、会計検査院によるこれら文書の提出要求を拒否することはできず、この点においては結局会計検査院の主張が容れられることになった。

残されたひとつの問題、法的諸規定云々とは、予算関連法規のうちで、閣議決定を根拠に国防省が再軍備促進のため意図的にその適用を停止するもの、および、この目的に照らして修正すべきものが何かを特定することであった。これが、会計検査院、大蔵省、国防軍の三者による協議の最後の課題となった。その詳細には立ち入らないが、⁽⁵¹⁾最大の問題は、給与令をどのように修正するかであった。大蔵省がこの点に積極的な関心を示したのは、将校および兵員の増員をはかると同時に種々の職位を給与面で格上げしようとする国防軍の方針が、それ自体としてのみならず、他の官省への波及をつうじて、近い将来における財政支出の増加につながることを恐れたからであった。

なお、決算検査について国防省は、閣議決定にあったように、検査従事者を秘密保持の理由から会計検査院の上級職員にのみ限定することを強く要求していたが、会計検査院は人員確保の困難なことを理由にその緩和を求め、国防省も妥協して、検査活動は従来どおりの人員配置でおこなわれることとなった。

このように、国防省は会計検査院に対して若干の点で妥協したものの、その基本的な意図はすべて貫徹することができた。共同審査委員会の機能を別の形態によってでも実質的に維持しようとした会計検査院の意図は、完全に挫折させられた。決算統制については、会計検査院はかろうじてその職能を守ることができたものの、予算の事前および執行段階での統制については、会計検査院のみならず、大蔵省もともにその権限を剝奪されたのである。

Ⅶ. 結 論

4月4日の閣議決定について、その内容や、再軍備政策と財政政策、財政統制の展開における位置づけなどをこのように見てくると、われわれはこの決定が授權法成立の僅か10日後のものであ

注(51) 本文で述べる給与法に関する問題の他、フロムが法令に関する問題として提起したのは、次の諸点である。まず、国防軍給養法(Wehrmachtversorgungsgesetz)、ことにその年金規定について変更の必要があること、軍事刑事訴訟令(Militärstrafgerichtsordnung)と軍事懲戒令(Militär-Disziplinarstrafordnung)とを新規に制定すべきこと(この点については、偽装の必要がないため、1933年5月12日の法律によって軍法会議制度が導入されたことによって直ちに解決を見た。Absolon, R.: *op. cit.*, S. 47.)、ライヒ財政令の第11条、32条、36条の規定は遵守しがたいこと、などであった。ライヒ財政令のこれらの諸条項は、歳出の予算科目別の金額限定、ことに人件費の支出について規定したものであるが、4月26日の会議では、その違反は止むを得ないものと認められ、会計検査院はこの種の違反をライヒ財政令107条の定める意見表明の対象としない旨の中し合わせがおこなわれた。

たことにあらためて想いいたらざるをえない。いわゆる授權法体制は、3月31日の第一均制化法と4月7日の第二均制化法にもとづくラントのレベルでの政治的意志決定の均制化として進められ、また、公務員、農業、労働、経済などの個々の政策局面においても種々の法令の公布をつうじて広汎に展開されてゆく。授權法を基礎としたこれらのいわば公然面での政策展開と並んで、当面は厳しく秘匿されたままで同じ基礎のうえに実現されたのが、あの閣議決定であった。それは、ヒットラーの政治的意図の最も中心的な部分にかかわる再軍備政策を、現行の法的規制および財政統制から解放して推進しようとしたものであったが、言葉を変えるならば、再軍備政策をあたかも「非常事態」のもとにあるかのように遂行するという決定でもあったと言うこともできるであろう。そして、この「非常事態」の論理は授權法体制全体を支えるものでもあったと見てよいであろう。⁽⁵²⁾この意味において、ゼーミッシュが閣議決定によって生ずる事態を「戦時財政運営の先取り」と見たのは極めて象徴的である。

たしかにゼーミッシュには、授權法体制を支えるこのような論理への直観的な認識があったのであって、それ故にこそ彼は、ヒットラーあての書簡において会計検査院の地位と役割についての法的保障を強調して、会計検査院としての自己防衛を図ったのだ、と見ることができる。だが、予算という制度的機構から法的機能を、さらに可能ならば会計統制機能をも抜きとってしまおうとする国防省の主張に対して、会計検査院はほとんど無力であった。本来、予算機構が果たすこれらの統制機能は、近代国家において立法・行政・司法の三権分立の建前のもとに成立ってきたのである。したがって、ドイツの会計検査院が国制上どのように位置づけられていたにせよ、立法府たる議会の存立の如何によって予算機構とその一環としての会計検査院の役割は事実上変らざるをえない。共同審査委員会の成立と廃止は、このような脈絡のなかでのできごとであった。1927/28年当時と33年4月とにおける内政上の状況の完全な変化という国防相の指摘は、自己の個別的要求の正当化という動機から出たものであったにせよ、それ自体としては否定しがたい真実を含んでいたのである。そして、会計検査院が一時は共同審査委員会の活動の強化を予期しながら旬日ならずしてその廃止の決定を甘受せざるを得なくなっていったのは、授權法体制が自らの政治的役割についてもたらず変化に対する洞察を欠いていたことのあらわれと言わざるをえないであろう。

しかし、この閣議決定を端緒とする事態の発展について洞察を欠いていたのは、会計検査院のみではなかった。閣議で反対意見を表明したクロズィクにしても、この決定が予算に関する大蔵省統制を弱体化させて、自らの立場をやがてライヒ政府の「出納係」⁽⁵³⁾の地位におとしめる契機となろうとは、この時点において想いも及ばなかったことであろう。同じく反対意見を表明したシャハトに

注(52) この点については、広渡清吾「第三帝国の法構造」試論——授權法体制を中心として」『社会科学研究』(東大社研)第27巻第3号、1頁以下に負うところが大きい。

(53) "Extracts from the Testimony of the Defense Witness Fritz Reinhardt before Commission", p. 612 sq.

しても、この決定以後本格化する再軍備活動が、経済政策上の考慮から彼自ら職を賭して反対せざるをえぬ程にまで昂進するとは予見していなかったであろう。ゼーミッシュも含めてこれらの3人は、それぞれの担当する領域における専門的な判断と指導の能力に恵まれながら、あるいはむしろそれ故にこそかえって、事態の展開への洞察を欠き、国防軍の権力指向に重要な一步を譲らざるをえなかったのである。

たしかに、国防軍はこの閣議決定によって再軍備をライヒ政府公認のものとし、今後の発展への基礎を築くことができた。再軍備に関する法的規制は緩和され、財政統制の桎梏は除去された。共同審査委員会は廃止され、大蔵省は、ライヒ銀行とともに資金提供者たることにその役割を限定され、会計検査院は決算統制に専念させられることになった。だが、国防軍の場合、やや長い期間について見れば、閣議決定にもとづくライヒ国防評議会の設置によって自らの権力を強化できたわけではなかった。国防政策の決定はいわば権限のカオスに巻きこまれて、ヒットラーの介入を容易にする状態が生みだされていったのである。これこそヒットラーが究極的に意図していたことではなかったか。他方、ヒットラーは、共同審査委員会廃止の決定が会計検査院に衝撃を与えることを予想して、閣議決定の直前にゼーミッシュを引見し、その使命観に訴えつつ支持の取付けを図ったのだ、と見ることもあながち不可能ではない。こうした推理の是非はともかく、この閣議決定をめぐるヒットラーの行動が、自らの統治確立に向っての目的合理的な判断に他の誰にもまして明確に貫かれたものだったことだけはたしかである。

〔付録〕 1933年4月4日の閣議決定。⁽⁵⁴⁾

- Die Reichsregierung hat in der Kabinettsitzung vom 4. 4. 33 folgende Entschloßung angenommen:
- 1) Der weitere Verlauf der Abrüstungskonferenz wird in jedem Falle zu *Änderungen in der Organisation der Wehrmacht* führen. Den Vorbereitungen für diese Organisationsänderung wird der vom Reichswehrminister nach Maßgabe der politischen Verhältnisse aufzustellende Organisationsplan zugrunde gelegt. Der Reichswehrminister trifft nach Vortrag beim Reichskanzler alsbald die Maßnahmen, die zur zeitgerechten Durchführung der Organisationsänderung *bereits jetzt erforderlich sind*. Hierbei kann bis zur Schaffung endgültiger neuer gesetzlicher Grundlagen *von den bisherigen Gesetzesbestimmungen abgewichen* werden.
 - 2) Die durch die Organisationsänderung der Wehrmacht bedingten *endgültigen Änderungen des Wehrgesetzes und der sonstigen in Frage kommenden gesetzlichen Bestimmungen* bereitet der Reichswehrminister so vor, daß sie ohne Verzug verabschiedet werden können, sobald die außenpolitische Lage hinreichend geklärt ist.
 - 3) Der Reichsfinanzminister stellt die für die *Umorganisation der Wehrmacht erforderlichen Mittel* ohne Rücksicht auf die Herkunft der Gelder in *einer* Summe und in einer Form bereit, die unter Vermeidung aller Einzelangaben der Öffentlichkeit im In- und Auslande den Einblick in die beabsichtigten Maßnahmen verwehrt.

注(54) 資料出所については、前掲注(2)および(8)を参照されたい。なお、イタリックの部分には、原文では下線がほどこされている。

Rechnungslegung und Rechnungsprüfung hat nach gleichen Grundsätzen der Tarnung zu erfolgen. Die Verausgabung der Mittel erfolgt nach Vortrag beim Reichskanzler durch den Reichswehrminister, Buchung an Hand des bisherigen Haushaltsmusters, notfalls unter seiner Ergänzung.

- 4) Der im Jahre 1928 gebildete *Mitprüfungsausschuß* (Staatssekretär Gremium) für die Überwachung der nicht dispositivmäßig erfolgenden Ausgaben des Reichswehrministeriums *kommt in Fortfall*.

Der Reichswehrminister wird ermächtigt, die besonderen Haushalte festzusetzen. Er gibt hiervon dem RFinMin. und dem Rechnungshof Kenntnis.

Die Rechnungsprüfung dieser Haushalte erfolgt wie bisher durch den Rechnungshof, und zwar nur durch höhere Beamte ohne Beteiligung von mittleren oder unteren Organen.

Berlin, den 4. April 1933

Der Reichskanzler

gez. Hitler

Der Reichswehrminister

gez. v. Blomberg.

〔付記〕 この研究において利用した史料の大半は、主として1965~6年に東西両ドイツの国立文書館において収集したものであるが、問題の閣議決定のテキストは、1974年秋の再度の西独の国立文書館での作業において、また戦犯裁判における証言は、同じ時期にミュンヘンの現代史研究所において入手したものである。再度にわたる訪独を資金面で援助されたアレクサンダー・フォン・フンボルト財団 Alexander von Humboldt-Stiftung に対して、あらためてここに感謝の意を表する次第である。

(経済学部教授)